

(参考資料 1)

## 第 1 回

# 知的財産戦略検討会

### 【議事概要】

農林水産省食料産業局

第1回  
知的財産戦略検討会  
議事次第

日時：令和3年2月19日（金）

14：01～15：54

場所：農林水産省食料産業局第一会議室

（オンライン会議：webex）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）「農林水産省知的財産戦略検討会」の設置について

（2）新たな戦略に係る検討の進め方について

（3）農林水産分野における知的財産の保護・活用促進のための取組について

（4）現行戦略のフォローアップについて

（5）新たな戦略の検討の方向性（論点）について

（6）意見交換

（7）その他

4. 閉 会

午後2時01分開会

○尾崎知的財産課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから農林水産省知的財産戦略検討会第1回会合を開催させていただきます。

私、食料産業局知的財産課長をしております尾崎と申します。よろしくお願いいたします。座長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、農林水産省を代表いたしまして、審議官の杉中から御挨拶を申し上げます。

○杉中審議官 ただいま御紹介いただきました食料産業局審議官の杉中です。

委員の皆様のご多くは昔から一緒に仕事をさせていただいている方ですけれども、知財戦略の次について御議論いただければと思います。現行の農林水産省知的財産戦略2020と、これは平成27年に策定されましたけれども、実施期間の5年が経って、見直しの時期を迎えております。今回、任命された委員の皆様には、見直しを行うための検討会の委員として御協力を賜りまして、非常に感謝をしております。

我が国におきましては、少子化、高齢化、人口減少といった社会構造が変化する中、農林水産業や食品産業が今後とも持続的に成長していくというためには、新しい価値を創出すると、持続的な需要を獲得するとともに、拡大する世界の市場を積極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。そういうことを、当局が中心となった新しい農林水産物・食品の輸出について、昨年3月、2030年に輸出を5兆円にするという目標を掲げるとともに、昨年11月に当面必要となるような輸出拡大実行戦略というのを策定したところでございます。

輸出、その他海外でのビジネスを考えた時に、幸いにも我が国は優良な植物新品種や和牛の遺伝資源等の多くの価値ある知的財産を創出してきました。こういった知的財産は、我が国の農林水産業・食品産業の国際的な競争力の源泉であり、国際的に日本が競争していくというためにも、この知的財産をしっかりと守るとともに、有効に活用していくことが重要だと考えております。

この5年の中にいろいろ知的財産、特に農林水産関係の知財というのは、非常に大きな動きがあったと思います。直近では、昨年、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等のいわゆる和牛2法が施行されまして、国内の生産基盤を守るとともに、和牛遺伝資源という我が国の重要な知的財産が海外流出することの抑止力を得ることができました。

また、非常に国内的にも話題になった種苗法の一部を改正する法律、これは新品種の海外流出を止めるということを目的の一つとするものでございますけれども、本年4月から施行される予定となっております。

農林水産分野の知財について、今まではどちらかというと海外流出を守るという戦略を中心にしていましたけれども、本来的にはそれにとどまらず、特許、商標、営業秘密など、全般的な知的財産を駆使して日本のブランドを守り高めていくということ、さらに、輸出の更に先を見据えて、ライセンス収入など、いわゆる知財で儲けるということも、視野に入れていくということが必要だろうと考えています。そういう意味で、海外展開を見据えた総合的な知財戦略というものが求められているというふうに考えております。

本日は、限られた時間でありましてけれども、新しい農林水産省の知的財産戦略の策定に向けて、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただき、活発な御議論をいただくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

○尾崎知的財産課長 恐れ入りますが、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

杉中審議官は、ここで自席に戻りまして、ウェブ上でまた参加していただきます。よろしくお願いいたします。

本日は最初の会合となります。本日御出席いただいております委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。お手元の委員名簿も参照していただければと思います。

まず、キッコーマン株式会社知的財産部プロフェッショナルの荒井あゆみ委員でございます。

それから、上智大学経済学部教授の新井範子委員でございます。

○新井委員 よろしくお願ひします。

○尾崎知的財産課長 独立行政法人日本貿易振興機構イノベーション・知的財産部長の五十棲毅委員でございます。

○五十棲委員 よろしくお願ひいたします。

○尾崎知的財産課長 フリーアナウンサーの小谷あゆみ委員でございます。

○小谷委員 よろしくお願ひします。今日、ちょっと途中で退席、すみませんが、お願ひします。

○尾崎知的財産課長 かしこまりました。

全国農業協同組合中央会農政部長の西野司委員でございます。

○西野委員 よろしくお願ひします。

○尾崎知的財産課長 それから、桜坂法律事務所弁護士の林いつみ委員でございます。

○林委員 よろしくお願ひします。

○尾崎知的財産課長 東京大学未来ビジョン研究センター教授の渡部俊也委員でございます。

○渡部委員 よろしくお願ひいたします。

○尾崎知的財産課長 よろしくお願ひいたします。

以上、7名の方々に御出席をいただいております。

ただいま御紹介した以外に、株式会社サカタのタネ常務取締役の加々美勉委員、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事の松田敦郎委員、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事の吉岡修委員につきましては、本日は所用のため御欠席となっております。

また、オブザーバーといたしまして、内閣府知的財産戦略推進事務局の小林参事官様、経済産業省知的財産政策室の渡邊室長様、特許庁秘書課長の代理として田口様、独立行政法人工業所有権情報・研修館知財活用支援センター地域支援部長の高橋様にウェブ上で御出席をいただいております。

続きまして、農林水産省からの出席者でございます。

先ほど御挨拶申し上げた食料産業局の審議官でございます杉中が今、ウェブ上、参加したところでございます。

食料産業局長の太田は、本日、所用のため欠席をさせていただきます。

また、今回御検討いただく戦略は、農林水産省全体の戦略でございます。その関係から、和牛二法を所管する生産局畜産振興課、研究開発における知財の保護・活用を担当する農林水産技術会議事務局研究企画課を始め、省内の関係部局の担当者もウェブ上の出席をさせていただきますけれども、時間の都合がございますので、紹介は割愛させていただきます。

最後に、私でございますけれども、冒頭に紹介させていただいた知的財産課長の尾崎でございます。

あわせて、私の隣、知的財産課の総括補佐をしております本村が出席をさせていただきます。

続きまして、事前にメールにてお手元に配付してございます資料の確認をお願いいたし

ます。

配布資料一覧にございますように、議事次第、それから座席表、出席者名簿、それから資料ですね、資料が1から5までと参考資料の1と2というのがございます。

今、お手元にお持ちでない場合でも、事務局からの説明時にはこの資料を画面上に投影させていただきますので、そちらも御参照いただければというふうに思います。

また、御出席の委員の皆様におかれましては、会の議事の途中で御質問、御意見等ございましたら、チャット機能や挙手により事務局までお知らせを下さい。また、発言される方の内容を聞き取りやすくするために、音声は御発言時のみスイッチを入れていただいて、御発言されない間はミュートにしておいていただければというふうに思います。

なお、報道関係の皆様を始めまして、傍聴される方、恐れ入りますが、ビデオ機能をオフにさせていただいて、ミュートの設定でお聞きいただければというふうに思います。委員の皆様以外からのチャット機能での御質問等には、この会議の間中はなかなか対応できませんので、御承知おきいただければと思います。

円滑な会の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

初めに、議事の（1）でございます。「農林水産省知的財産戦略検討会」の設置についてでございます。

まず、資料1の本検討会の開催要領につきまして、御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

農林水産省知的財産戦略検討会の開催要領等でございます。

まず、趣旨でございますけれども、我が国の農林水産物・食品の高付加価値化を図る、活性化を進めていくという中で、いろいろな知的財産を戦略的に生み出して、それを経済的な価値につなげていくということで、農山漁村の所得向上を図る、それから、同時に模倣品や海賊版からこれらを守ることが重要になっております。

このような観点から、農林水産省では平成19年以来、累次の知的財産戦略というのを策定しまして、戦略的に知的財産関連施策の推進に当たってきたというところでございます。現行の戦略は平成27年に策定され、その実施期間は5年間ということでございますけれども、今後もこの知的財産の関連施策を戦略的にしっかり進めていくという観点から、学識経験者、関連の事業者、研究機関、弁護士、マスコミの皆様から成る農林水産省知的財産

戦略検討会を設置して、幅広い観点からこれまでの取組を検証の上、新しい戦略に盛り込むべき事項について、総合的な検討をいただくことを狙うものでございます。

構成でございます。別紙で有識者委員名簿というのがありますけれども、10名の委員により構成をさせていただいております。出席が困難な場合には、事前に御相談いただいて、代理出席も可能ということでございます。また、必要に応じ、関係者の出席も求めることができるということでございます。

議事の進行につきましては、検討会に座長及び座長代理を置くということにさせていただいております。座長は委員の互選により選任、座長代理につきましては、委員の中から座長に御指名をいただくということでございまして、座長は検討会の運営に関する事務を掌理すると。座長代理は、座長が不在のときにその職務を代理するというところでございます。

この検討会の配布資料につきましては、会議の終了後、農水省のウェブサイト上に公表をします。それから、議事概要につきましては、委員の皆様の御確認、御了承を頂いた上で農水省のホームページにより公表するというところで、こういった庶務につきましては、食料産業局知的財産課において行うということにさせていただいております。

今後、この開催要領に基づきまして、本検討会を運営していきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

御異存がないようでございますので、この開催要領に基づきまして運営をさせていただきたいと思っております。

先ほどお諮りいたしましたとおり、本日の検討会の議事の概要は公開をいたしますので、その旨、御承知をいただければと思っております。

続きまして、開催要領第3の2に基づきまして、座長の選出を行いたいと思っております。

座長の選任につきましては、委員の互選により選出することとされておりますけれども、特段の御意見がないようでしたら、事務局の方から御提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

(「はい」の声あり)

○尾崎知的財産課長 御異存がないようでございますので、事務局提案といたしまして、知財政策に造詣が深い渡部委員にお願いしたいと存じますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎知的財産課長 ありがとうございます。

それでは、渡部委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、渡部座長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

渡部座長、よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。東京大学の渡部でございます。御指名をいただきましたので、座長を務めさせていただきたいと存じます。

政府の知的財産戦略の方では、内閣府の知的財産本部の方の構想委員会の方の座長を務めさせていただいておりますが、知財戦略計画の中でも、最近、先ほど杉中審議官が御紹介されましたけれども、和牛遺伝資源の保護あるいは種苗法改正という、かなり突っ込んだ様々な施策が増えてきたことにより、本部員の中でも大変期待も高まっているところでございます。

現在、この最中は本当にコロナで大変で、農業従事者の方もいろいろ災害ですとか、あとインフルエンザとか、大変なところなんですけれども、一方、世界の食市場とか、そういうところを見ていますと、非常に今、そういう意味ではチャンスだというふうに思います。農林水産物・食品の輸出の促進ということが、現実的に効果の期待できる施策になっているということと、それから同時に、今、カーボンニュートラルの要請というのは非常に強くなってきました。フードサプライチェーンの大幅な刷新なども予想される中で、私たち、実は東京大学ではスタートアップがたくさん出ているんですけれども、農林水産系のスタートアップもかなり出始めていまして、そうやって様々なチャレンジをするというときに、知的財産、この農林水産関係の知財を内外で保護して、それを最大限活用していくという戦略は、これは農林水産業の我が国の将来に展望を広げていくために、極めて重要な施策というふうに思っております。

この会議におきまして、是非、委員の皆様のご協力いただきまして、農林水産業の将来を展望するような、期待感のある施策の議論ができればというふうに思っております。ありがとうございます。

○尾崎知的財産課長 ありがとうございます。

ただいま渡部委員に座長に御就任いただいたところでございますけれども、どうしても渡部座長が御出席できない日も出てくるかもしれないということもございますので、このような場合などに備えまして、開催要領第3の2に基づいて、座長に座長代理を御指名させていただきたいと思っております。



渡部座長から座長代理の御指名をお願いしたいと思います。

○渡部座長 すみません。大学の役員をやっている関係で、どうしても出られないことが一応想定され、また必ず出るようにしたいと思いますが、私が出席できない場合というのに備えて、座長代理につきましては、マーケティング、ブランド戦略に造詣の深い新井範子委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○新井委員 上智大学の新井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

できる限り座長を支えていきたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

○尾崎知的財産課長 ありがとうございます。

それでは、開催要領第3の2に基づきまして、座長代理につきましては、新井範子委員をお願いすることになりました。よろしくお願ひいたします。

座長の御出席をできるだけ確保するように、日程調整については万全を期してまいりたいというふうに思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、渡部座長からお願いをしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○渡部座長 では、早速議事を進めさせていただきたいと存じます。

議事の(2)検討の進め方、(3)農林水産分野における知的財産の保護・活用促進のための取組について、(4)現行戦略のフォローアップ、及び(5)の検討に当たっての論点、これを受けて事務局に説明をいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○尾崎知的財産課長 ありがとうございます。

それでは、私の方から引き続き資料2、3、それから本村の方から資料4の説明、それから資料5についてまた私の方から説明という形で、進めていきたいと思います。

まず、検討の進め方ということで、資料2でございます。

この知的財産戦略検討会は、今のところ2回の開催を予定しております。今日、いろいろ私どもの方で考えております論点、問題意識といったようなもの、それから農林水産省のそういった分野におけるこれまでの取組を御紹介させていただいた上で、委員の皆様から問題意識でありますとか、あるいは質問、御意見、こういったものを幅広く頂戴いたしたいと思っております。

私ども、それを踏まえまして、いろいろないただいたものを消化いたしまして、この戦略の内容の検討を深めまして、作ったものを、第2回に、いただいた宿題についての返し

をするとともに、それを踏まえた知的財産戦略の案をたたき台としてお示しさせていただいて、御議論をいただくということを考えております。これに沿って、さらにまたいただいた御意見に基づいて修正をした上で、パブリックコメント等の手続を経て、最終的な戦略を策定するという形で進めていきたいと考えております。

それでは、続きまして、資料3でございます。農林水産分野における知的財産の保護・活用促進のための取組について御説明をします。

今、資料のアップをしております。ちょっとお待ちください。

それでは、説明を進めてまいりたいと思います。資料、1ページ目でございます。

1ページ目、農林水産物輸出拡大における農林水産分野の知的財産の保護・活用です。

左側に課題という形で4点ありますけれども、下のグラフにありますように、農林水産省では、我が国の農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円に引き上げるという目標を立てて、取組を進めているということでございます。こういった取組の一方で、植物新品種、和牛遺伝資源の海外への流出でありますとか、模倣品が海外で流通したりすると、海外における日本製品のブランド価値の棄損というのが問題になってきているということで、海外における知的財産の保護対策の遅れが、我が国の農林水産物等の輸出に悪影響を与える、ひいては国内の農業生産者の収入を棄損していることになるおそれが指摘をされているということでございます。

このため、右の取組方向のところでお示しをしておりますけれども、改正種苗法や和牛2法を踏まえた海外流出の防止策というものを講じて、知的財産の保護に取り組んでいくということが非常に重要な課題となっているところでございます。

関連いたしまして、2ページ目でございます。

我が国で平成27年に施行されました特定農林水産物の名称の保護に関する法律、いわゆるG I法でございますけれども、G I法に基づいて、地域の特色のある製品の名称を知的財産として保護できるという制度、地理的表示保護制度を進めており、地理的表示の一つであります夕張メロンがタイで模倣されて販売されている事例が確認をされています。夕張メロン、御存じのとおり赤肉のメロンでなければいけないわけですが、これは青肉のメロンで、似ても似つかないものが夕張メロンの名前で売られていたということでございます。

こういったものを我々も見つけまして、これ自体、そもそもタイ産と謳っていましたが、警告状を送り、日本のG Iということをしつかり伝えて、結果として、この名称の使用は

今は行われておりません。

右の方は、北海道の名前を勝手に使った北海道うどん、生産地は香港ということですが、日本の地名を使って模倣することが海外で確認をできているということでございます。

そのほかにも、3ページを御覧いただきますと、は農水省で行っております海外模倣品のマーケットでの調査で、いろいろな模倣品、日本の地名でありますとか有名な産地をかたった商品というのが海外の市場で確認をされているということでございます。こういったものについて、やはり我々としては、海外に市場を広げていく中で、こういった形で対処するかを考えていかなければならないということでございます。

4ページ目も同様に、地理的表示で登録された地名あるいは商品の産品名が使われていることが確認されております。世界のいわゆるネットショッピングのECサイトの検索をしたところ、鹿児島和牛や宮城緑茶の販売がされていることが確認をされています。

5ページ目でございます。

5ページ目は、我が国の開発したシャインマスカットというブドウの品種が海外に流出している事例でございます。シャインマスカットは、平成18年に日本で品種登録をされ、国内での生産が非常に伸びておるといふものでございます。輸出産品としても非常に期待されている品種ですが、苗木が中国や韓国に流出をして、大規模な産地ができています。いろいろな名称で中国や韓国の中で流通をしています。さらには、中国や韓国産のシャインマスカットが、我が国の有望なブドウの輸出先であるタイやマレーシア、シンガポール、第三国へ輸出されていることも把握されています。このような状況を放置しておくと、海外の有望なマーケットを失ってしまうのですが、1回流出してしまったものについては、やはりなかなか手が打てないというのが現状でございます。

6ページから改正種苗法についての資料でございます。

種苗法を改正する法律が今年の臨時国会で通っております。知的財産権としての育成者権が種苗法に基づく制度としてあるのですが、先ほど御紹介したシャインマスカットのような有望な日本の新品種が海外に流出することの防止にしっかり寄与するものになっていないことから、今回、種苗法の改正をいたしまして、海外持ち出しや国内でのきちんとした管理ができるようにする法律になっております。

具体的な中身について、幾つか説明をさせていただきます。

7ページでございます。

植物の新品種は登録をすることにより、登録品種として開発者の権利、育成者権が認

められ、この育成者権をもって権利者が管理できるという制度になっております。現状では、種苗法は国内の知的財産制度で、海外への持ち出しを想定した制度になっていませんでした。

今回、改正種苗法の第一の改正事項として、海外への持ち出しが制限できるようにしております。登録品種の種苗を、一旦お金を払って購入すると、育成者権が対価の支払によって消尽することが法律の原則になっております。今までは、育成権が消尽していれば登録品種の持ち出し自由でしたが、出願者が品種登録時に条件を付けていただくと、持ち出そうとしたところで、条件に違反した利用をしていることで、消尽の例外として海外持ち出しについても育成者権が行使でき、育成者権者が望まない形で海外に持ち出されることについて、育成者権をもって管理ができる制度にさせていただいたところでございます。

8ページでございます。

国内の栽培地域指定も併せて措置をしております。日本の農業上の重要な品種の多くが、都道府県などの地域農業の振興のために開発された品種というのが相当程度あります。当然、都道府県などで産地づくりに使っていくときに、地域外に勝手に持ち出されてどんどん拡散してしまうことでは、産地づくりにも支障が出てくるのが考えられます。海外持ち出しに条件を事前に付けられるのと同様に、国内でも、例えば、山形県がサクランボの品種を山形県の農業者のために開発したときには、栽培地域を山形県として指定をさせていただくと、その地域の外で勝手に栽培する場合には、育成者の許諾を得てやってくださいと、登録品種を開発した人がしっかり管理できるようにしています。

9ページでございます。

あわせて、農業者の自家増殖が基点になって海外に持ち出される事例も確認されています。農業者の手元での増殖については、これまで種苗法上は自家増殖を例外とする規定があり、育成者権者が管理することができませんでした。自家増殖が管理できていないと、条件だけを付けても、漏れてしまうリスクが拭い切れないということで、今回の種苗法の改正では、登録品種の自家増殖については、品種の開発をした育成者権者に許諾を得てから、登録品種の自家増殖をする制度に改正されています。当然、許諾は育成者権者の裁量になりますので、必要以上に拘束的にすることは無いのですが、品種の管理の観点から、必要な条件などは付けた上で、きちんと品種の流出防止等の実効が上がるための管理ができる制度に改めたところでございます。

10ページでございます。

登録品種については、ユーザーの方に、こういった条件が付いているのか、あるいは登録品種なのかを理解した上で使っていただくことが必要になりますので、そういった情報が品種のユーザーである農業者に伝達されていくことが必要でございます。そのために、あわせて表示の義務も付けており、品種が登録品種であれば、登録品種と記載していただく、それから、利用に、例えば、海外持ち出しができない、あるいは限定された地域でだけ栽培できるという条件が付いている場合には、条件が付いていることを表示していただくことを、制度上もお願いしています。

11ページでございます。

和牛の2法でございます。家畜改良増殖法の一部を改正する法律と、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律ということで、②の不正競争の防止に関する法律によって、家畜遺伝資源の契約外の使用、譲渡を不正競争行為として差止め請求や罰則の適用が可能になる新法でございます。

①の家畜改良増殖法の改正は管理を強化しており②とともに、昨年10月に施行され、和牛遺伝資源の流通管理の徹底を図るということをしております。知的財産として価値をしっかりと保護して、和牛遺伝資源の不正な海外流出を防止する仕組みでございます。

12ページでございます。

農林水産物や農山漁村が持つ価値の適正評価のための知的財産制度についての資料でございます。

左側の課題では、知的財産制度は、知的財産が活用され、高い価値が認識されたところで、そこから発生してくる模倣品に対して正当な権利者をしっかりと守っていくものですが、制度が十分に活用されていない、生かし切れていないことが指摘をされています。

このため、右の取組方向では、例えば、植物新品種の保護制度、和牛2法、G I 制度、商標制度、農水省のもの、あるいは農水省のものでないもの、色々な制度がしっかりと活用されるように普及啓発を進めるということと、特許庁と連携して相談窓口の充実などを行うことが必要なのではないかとしております。

13ページは、農水省所管の地理的表示保護制度でございます。地理的表示保護は、農林水産物・食品の名称の中でその地域に結び付いた特徴のあるものを知的財産として保護する制度でございます。

左側の市田柿は長野県の干し柿で、地域在来の市田柿という品種を使っており、地域の気候あるいは地形の中で干していく工程の中で、あめ色できれいな、そして小ぶりの干し

柿ができています。この季節は、市田柿が沢山スーパーでも並んでおりますが、市田柿という名称から、この地域で作られた、こういった産品だと消費者から受容されている中で、他の地域の産品に勝手に使われないように、知的財産として守るという制度でございます。

14ページを見ていただきますと、G Iとして、現在までに103の産品が国内で登録をされております。これに加え、イタリアのプロシュット・ディ・パルマ、パルマハムが登録されており、合計104でございます。G I制度は、5年ぐらいの制度ですので、これからも普及啓発、認知度向上に取り組んで、G I登録数もこれからどんどん増やしていくことが必要と考えているところでございます。

15ページでございます。

海外にも同じようにG Iを保護している制度がございます。我が国と同等水準のG I制度を有する国、例えばEU、それからEUから出たイギリスと相互保護を進めています。例えば、我が国のG I産品が海外へ展開を図っていく中で、ブランドをしっかりと保護していくことが可能な制度と思っており、引き続き相互保護にも積極的に取り組んでいくということ、それから、国数だけでなく、相互保護に取り組んでいる国との間で産品数の増加にも併せて取り組んでいきたいと考えております。

16ページでございます。

地理的表示保護制度について、登録の促進や制度そのもののPRも含め、情報提供や登録申請に係る産地からの相談を受け付ける支援窓口をG Iサポートデスクとして設置しており、登録を目指す産地の人たちを手助けする枠組みを設けているところです。この枠組みも引き続き活用していくことが重要と思っております。

17ページでございます。

知財総合支援窓口の紹介です。農林水産分野において知的財産をしっかりと活用するということで、農水省の制度だけでも、トータルでバランスの良い知財の保護はなかなか難しい場合がございます。バランスよく全体の保護をどういう形で図るべきかを相談する観点から、農水省と特許庁が連携して、特許庁が所管している独立行政法人のINPITにより各都道府県に設置していただいている知財総合支援窓口で、従来の特許、商標、営業秘密の相談に加え、G Iや植物の育成者権の相談も一括で受け付けています。このように、色々な制度をどう使っていくべきかのアドバイスを受けられる取組をしているところです。

18ページでございます。

スマート農林水産業時代における技術・ノウハウの保護・活用で整理をしております。

左の課題では、スマート農林水産業が急速に進展をしており、これまでは盗むに盗めなかった熟練農業者のノウハウがデータ化され、あるいはAIにより、誰でも習得できるシステムを作ることも可能になってきているということでございます。

これ自体は非常にポジティブな意味もありますが、逆に、流出してしまうと、農林水産事業者のノウハウの流出にもつながってしまうということで、リスクの最小化とデータの利活用をバランスよく進めていくことが重要ということで、農業AIやデータのしっかりした管理ができるように、農業AI・データ契約ガイドラインを農林水産省で策定をしたところです。

このデータについては、法律上の知的財産権等として保護されませんので、まずは、データを持っている人がデータを提供する時にきちんと契約で守ることを主眼としたガイドラインになっております。さらに、農水省で今進めておりますデータの利活用の促進に向けた農業データ連携基盤、WAGRIなども活用し、熟練者のノウハウの保護とうまく調和した形でのデータの利活用が進む環境整備が必要なのではないかと考えているところでございます。

19ページは、スマート農林水産業の推進に当たり、データ利活用促進とノウハウ保護、この二つのバランスをどう取るかということで、契約実務の参考になるように作ったものが、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインです。今、このガイドラインを普及していく取組を進めています。

20ページでございます。

農業データの利活用の促進の観点から、色々な事業者が参入をしていますが、事業者ごとに異なるシステム、あるいは異なるデータフォーマットで作っておりますと、農業者間、あるいは事業者の相互運用に支障が出たり、データ・ポータビリティという観点からも上手くないという点がございます。このため、農業ITシステムの中で、農作業とか農作物の名称に関する個別ガイドラインを作っておりますして、データ項目や色々なパラメータの標準化を進め、利活用の促進に資する取組を進めているところでございます。

21ページでございます。

知的財産を創造するという観点からの環境整備でございます。

左側の課題では、農林水産物や食品の輸出促進、それから農業競争力の強化という課題に対して、サポートしていく、促進していくための新技術の開発、イノベーションの促進が重要になっているという中で、温暖化対策といった新しい課題も含めて、農林水産分野

のイノベーションの促進、あるいは研究機関等における知的マネジメントの推進をどう進めていくかが大きな課題と考えているところでございます。

22ページでございます。

農林水産分野における知的財産を支える人材育成・普及啓発でございます。

種苗法もそうですが、色々な法制度などの枠組みだけ作っても、実際に使っている人たちが知財を理解して使っていないと、なかなか実効性は上がらないということでございます。

そのほかにも、知的財産権に整理されていないような、色々な価値のある知財があり、その価値をそもそもしっかり認識することが行われておらず、認識されなければ、適正な管理も行われないう課題がございます。

下にアンケートがありますが、色々なノウハウがあると思っても、管理までは行っていないところがあり、海外流出をしたり、あるいは、価値があるものがしっかり管理されなくて、失われてしまったりというふうなことになると思いますと、強みを失ってしまうということになりますので、きっちり啓発していくことが重要なのではないかとということでございます。

このため、右の取組方向にもお示ししておりますが、ノウハウの保護、知財の活用という普及啓発に加えて、先ほど御紹介した知財総合支援窓口の相談員や弁理士、弁護士との連携を通じて人材育成や普及啓発を進めていくことが重要と考えております。

23ページでございます。

国際標準の積極的な活用についてでございます。

左側の課題では農林水産物・食品が国境を越えてグローバルに取引されていく中で、我が国の優れた技術・品質が正しく評価されていくためには、上手に標準の中にも取り込んでいく戦略的な対応が必要ではないかとということでございます。

このため、右の取組方向に示していますが J A S などの我が国の規格を国際標準の中に反映していく。それから、例えば、新技術の社会実装などにも標準を戦略的に活用していくことが重要なのではないかとということでございます。

24ページでございます。

現在の J A S での取組を紹介しておりますが、海外で J A S の認知度、影響力を高めるということで、農林水産物・食品が海外に打って出る中で、J A S が我が国の中で標準になっているので、認知度が上がり、理解が深まるということは重要ですし、国際的な基準



とも連動している形になるのが、非常に重要ということで、我が国の事業者にとって取り組みやすい規格の設定・活用は、これから重要になっていくのではないかと考えています。例えばC o d e xやI S Oのような規格を活用して国際標準にしていくことが重要になっているのではないかと考えています。

取りまとめに向けてのたたき台、論点ということで、このような課題を持って検討していますという現状の御報告という観点で、今日は御説明をさせていただきました。

続きまして、資料4、これまでの戦略についてどういう状況になっているかについて、本村から御説明をいたします。

○本村総括 現行戦略のフォローアップについて、資料4-1を用いて説明させていただきます。詳細は資料4-2にございますが、本日は時間の関係で資料4-1のみで説明させていただきます。

現行の戦略は、資料の左の方に並んでいる技術流出対策・ブランドマネジメント、知財の活用による海外市場開拓等、8本の柱がございました。

技術流出対策については、海外での知財保護に関する啓発、地方セミナーを行ってきました。同時に、現場の普及指導員向けの知財マネジメント研修もやってきました。また、2016年からは、I N P I Tや弁理士向けの研修会もやっています。

二つ目の柱、知財の活用による海外市場戦略については、輸出促進ロゴマークを作りまして、活用してきた。また、日本食魅力発信アクションプランを作り、日本食食文化の情報発信・普及を図ってきたところです。

一方、模倣品対策や日本の地名を商標登録されてしまう問題については、J E T R Oと連携した後、2016年からは実態把握を始めました。2018年からはG I名称の模倣品や地名の冒認出願・登録への異議申立ての支援を行っています。また、G Iの相互保護を用いて、E U、またイギリスにおいて日本のG Iを守る取組をやっています。

3番目の国際標準の戦略的な活用については、日本発の認証、A S I A G A PやJ F Sを構築し、国際普及を官民連携して図ってきたところです。

4番目は伝統や地域ブランドの活用です。まず、G Iの保護制度を開始し、登録、品質管理、不正使用の取締り等をしっかりやっています。

一方で、和牛の遺伝資源の保護については、和牛2法が成立し、施行しているところです。

消費者・実需者ニーズを捉えた優れた品種育成にも取り組んできたところです。

5番目は、農林水産分野におけるICTの活用です。農業分野の名称等の標準化のための個別ガイドライン、また、農業分野データのガイドラインを策定して、普及してきています。その後、熟練農業者のノウハウの見える化を図り、さらに、農業データ連携基盤、WAGRIを構築して、運用してきています。

6番目は、種苗産業の競争力の強化です。まずは品種保護Gメンを置いて、侵害対策をやってきた、また、海外、特に東南アジアの植物品種保護は遅れていますから、東アジア品種保護フォーラムを作って、植物品種保護制度の整備を推進してきております。

また、2016年からは、海外の当局と審査協力を行い、日本で審査した結果が海外でも使えるようにやってきました。さらに、海外出願も予算措置で支援しております。また、改正種苗法を成立させ、公布しております。

7番目の柱は、研究開発における知財マネジメントです。2016年、農林水産研究における知財に関する方針を策定し、知財マネジメントを推進してきています。また、地域農研センターにも産学連携室を設置して、民間との共同研究も図ってきております。2018年からは、農研機構に知財部を新設し、公設農試に対し知財に関する助言を行ってきております。

8番目は、知財戦略の啓発及び人材育成です。まずは、普及指導員や農水省職員向けの研修会を行ってきており、さらに、2017年には「農ハウパンフレット」を作り、普及を行ってきた、2018年からは、ASEAN諸国の主要大学において、日本の食品規格に関する専門講座を開催してきております。

以上、フォローアップでございました。

○尾崎知的財産課長 これまでの取組を踏まえまして、これから新たな戦略の検討に入っていただくということに当たりまして、先ほどの資料3の中で紹介をさせていただいた幾つかの論点を我々の問題意識として、今後の戦略の検討の中でも柱としていってはどうかということで、論点として1枚紙に整理をさせていただいたのが、資料5でございます。お手元でございますでしょうか。

資料5では七つ柱がございますが、我々の問題意識は、先ほどの資料3の中にもそれぞれ入っておったかと思えます。

一つ目、農林水産物輸出拡大における農林水産分野の知的財産の保護・活用がございます。これまで、農林水産業は、国内への食料の供給をメインターゲットにしてきましたが、2030年には5兆円と、海外マーケットもしっかり意識して、国内の農業を考えていかなければ

ればいけないという時代の中で、知的財産の保護・活用の中でも、海外マーケットを意識していくということで、国内の農業、産地間競争だけを考えているのであれば性善説で済んだところも、しっかり守っていかないと、国際的な競争の中では、強みを失ってしまうということにもなりかねないところ、色々な法改正の手当てもしてきておりますが、戦略的な対応が必要なのではないかということでございます。

2番目は、農林水産物や農山漁村が持つ価値の適正評価のための知的財産制度の活用でございます。農林水産業には、色々な知財やブランドがあり、価値はあるが埋もれている、あるいは価値を御本人たちも正しく認識していない。本当にうまく活かせば、色々なことに使えるもの、そういった潜在的な価値も含めて、きちんと知財として見いだして活用する、そして守っていくという観点から、知財制度も使っていくことが必要なのではないかとということです。

3番目は、スマート農林水産業時代において、技術やノウハウをどうやって守っていくかということです。守るだけで利活用をしないと、結局競争には負けてしまうということにもなりかねませんので、利活用を進めることと流出から守ることの二つをどうやってバランスさせていくのかということで、今、契約ガイドラインも策定をしておりますが、このような形できちり守れますよということが、逆に、例えば、農業者が安心してデータを提供できる環境につながっていくのではないかと考えておるところでございます。

4番目でございます。先ほど、AI・データという形で、農業関連のデータの流出がノウハウの流出につながる場合があることも申し上げましたが、それ以外にも色々なノウハウが農林水産事業を取り巻く環境にはあるので、不正競争防止法の営業秘密が、基本的には、知的財産権になっていないものを守るという意味で重要と思っております。農林水産業は、オープンフィールドで事業を行っている中では、なかなか営業秘密という枠組みを使うのが、そのままでは難しい部分があると思っており、このような点について、現場でどのように使っていけるのかということも、しっかり整理をしていくということが重要なのではないかと思っております。

また、知的財産を有効活用していくという中で、ロイヤリティも発生してきますが、どういう形でビジネスとして成立させていくのかともものも、今後、知財の活用という観点から検討が必要なのではないかということでございます。

右側に移りまして、知財創造に向けた環境整備でございます。ここにつきましては、知的財産をそもそも日本でたくさん作っていくことが、やはり農林水産業活性化の非常に重

要なファクターであろうと思っております、特に植物の新品種については、先般の臨時国会においても、育種に引き続き取り組んでいくことが重要だということも、国会でも御議論いただいたところでございます。

そのほかにも、例えば、ビーガンなどの新しい食の志向に対応する新技術、フードテック、あるいはSDGsへの対応というようなサステナビリティの向上をしっかりとしていくためのイノベーションも含めて、こういった形で環境整備していくのがよろしいのかということ、それから、研究開発から、どういう形で社会実装を進めていくところも含めて、御検討をいただければと思っております。

それから、知的財産を適正に管理していく、あるいは生み出していく、知的財産を支える人材育成は、なかなか一朝一夕には成らない部分がありますが、こういった形の研修をこれからも進めていくのか、あるいは相談窓口、適切なアドバイスをする枠組みを我々としても非常に重要な問題として捉えております。

最後に、国際的に海外マーケットも見据えて展開していく中で、国際的な標準、GLOBALG.A.P.や、JASでいえばCodexも含めて、我が国の国内規格と国際標準をどういう形で調和、あるいは戦略的な対応ができるのかということをお検討いただければと思っております。

以上、資料2、3、4、5についての事務局からの説明でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

御説明いただきましたけれども、ただいま15時7分ですから、50分弱、意見交換の時間です。

最初に、御説明いただいた資料についての御質問があれば、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(挙手ボタンを) 押していただくか、あるいはチャットなどに入れて、御発言いただければと思います。

御質問はよろしければ、意見交換ということで、人数も限られていますので、委員の皆様方全員に御発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

どなたからでも御発言いただければと思っております。

○林委員 では。

○渡部座長 林先生、お願いします。

○林委員 口火を切る形で発言させていただきます。

平成27年の知的財産戦略2020を拝読いたしまして、非常に網羅的に重要な視点が盛り込まれているものと敬服しております。この戦略の中でも、確かに種苗の関係や畜産関係の事柄についても視点が書き込まれておりますが、先ほども御紹介のあった和牛2法や種苗法の改正は、これまでの計画には入っていなかった具体的な解決策で、過去クリアできなかった、ある意味で法律的にドグマ的な消尽の問題をクリアして種苗法を改正したり、和牛も、動物遺伝資源の保護をどういう角度で法制度にするかという点についても、法創造的といいますか、クリエイティブな形で今回立法できたと評価できるのではないかと思います。

したがって、今回、今後5年で実現していく戦略についても、なるべく前広に視点を書き込む、具体化については今すぐにアイデアがなくても、日々努力して、5年の間に実現できるような形とする。現時点で答えが見つかるものだけを書き込むということではない方がよいと思います。

一番悩ましいと思っておりますのは、資料3の1ページの下の方に「参考」として、「2030年に輸出の目標を5兆円とする。」という数値目標が書かれており、これが前回の戦略と違うところかなと思うんですが、2019年に9,121億のものを2030年に5兆円、このグラフでいきますと、2025年に2兆円ということが一応書かれております。これは別途の農水省の計画の中で積み上げた御計画があるものと推察しますが、この目標を達成する上で、知財の活用がどのように効果を発揮することができるかというところは、正直クリアカットなイメージを描くのはなかなか難しいのかなとは思っております。そこは悩ましいところなんです、それぞれ本日、論点として資料3で挙げてくださった方向性の論点というものが、輸出の振興にプラスになることは間違いのないわけですので、具体化に向かってこれから知恵を絞っていくということかと理解しております。

その点で私が今回、視点を広く書き込んでいただけたらと思っておりますのは、18ページの3ポツの「スマート農林水産業時代における技術・ノウハウの保護・活用」のところでございます。既になされている農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインとか、WAGRIのこれまでの活動とかこれからの利用というところや、営業秘密といったところも極めて重要なところなんです、それ以外にも、農林水産業全般についていろんな視点を書き込んでいただけないかなと思っております。

まず1点は、畜産業についてのデジタルファームリングです。畜舎なども今、農水省の中

で検討していただいているところですが、欧米の進んだデジタルファーミングは、家族2人でも、夫婦2人でも100頭ぐらいを優に管理できたりするということが進んでいますので、そういったデジタルファーミングの促進が1点目。

それから、2点目としましては、水産業につきましても、海水温とか潮流、気候などのA I分析や、データを活用した市場とのデータ流通を促進するといったような部分で、データ・A Iの活用というのが望まれていると思います。

また、3番目に、森林も、森林I C Tとして、資源管理だけでなく災害対策や獣害対策の意味でも、ドローンを含む様々な画像分析などを通じた取組みが進んでいるところだと思います。

さらに、流通に関しましても、日本の市場、産地市場を含めて、かなり欧米に比べて相変わらずアナログの部分があります。デジタル・A Iを活用した市場制度を整備する必要があるのではないかと思います。また、これは国内の市場の問題だけでなく、生産者が、海外のデジタル化が進んだ市場に、例えばノルウェーでは、捕った魚を船上からそのまま市場の動向を見て出荷できるというようなことが進んでいるわけですし、日本の生産者もそういった海外のデジタル化の進んだ流通に対応できるように、日本でもそういった取組が必要ではないかと思います。

最後に、SDG sに向けた言わば公正、フェアネス的な取組と、輸出額5兆円を目指した取組とは、時にはなかなかバランスが難しいところもあるのかもしれませんが、視点としては、今申し上げたような様々な視点を、農林水産の各産業について戦略に盛り込んでいただきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どなたか今、手を挙げられていますね。よろしくお願いします。

○五十棲委員 J E T R Oの五十棲でございます。

本日の検討事項ですが、私どもJ E T R Oで行っております様々な知財事業、それと非常に密接に関連いたしておりまして、大変関心を持って拝聴させていただきました。

J E T R Oの事業ですが、海外での知的財産保護・活用、上流から下流まで様々な御支援をさせていただいております。主に特許庁の補助事業が多いのですが、例えば進出先の海外において特許権や商標権を取るときの出願に要する費用の一部助成をさせてい

ただくものがございます。

また、先ほど模倣品の話がございました。海外で模倣品被害を受けている、中小企業の方々がメインですけれども、侵害調査や、あるいは行政による摘発の実施に掛かる費用の一部の助成も行っております。

それから、冒認出願の話もございました。ブランドの商標などを冒認、ほかの第三者が悪意を持って勝手に取ってしまうものですが、これに対しても異議申立てや無効審判請求などに掛かる費用の一部助成も行っております。

今申し上げたのはディフェンスのように感じられるかもしれませんが、さらに、農林水産・食品関連では地域団体商標というのにも御活用いただいております。地域団体商標を付けた商品の海外展開を支援する助成、具体的に申し上げますと、例えばブランディング戦略を作るとか、あるいは海外でプロモーション活動をすることの助成もさせていただいております。

あと、冒頭、座長からお話もございましたけれども、スタートアップについても今、手掛けております。スタートアップの海外展開支援がJETROのメインですけれども、こちらは農研機構様とも協力して、農研機構だけではなくて、9機関連携という枠組みがあるんですけれども、JSTやNEDOといったスタートアップ支援をしている様々な機関と連携して、今、スタートアップの、国内や海外展開も支援させていただいているということで、先ほど話に出てきましたスマート農業などは、スタートアップの枠組みに入ってくるのもかなりあるので、適用できるのではないかなというふうに考えております。

農林水産・食品関係のものについては、適用できるものはたくさんございますし、知財保護、それから活用、両面で更に具体的に御活用いただけるように、情報の共有あるいは連携を図っていきたいというふうに考えておりますので、是非、具体化を御一緒にさせていただければと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

JETROの場合、特に産業財産権について、現地の知財部と現地企業の間で色々施策をされていると思うのですが、農業関係についてはどういうユーザーに上手くアクセスができていいのか、課題は何かございますか。

○五十棲委員 私自身がJETROのシンガポールの駐在員として駐在しておりました経験がございました。特に途上国に多いのですが、途上国の知的財産庁は、特許、商標のみ

ならず、地理的表示についても一緒に所管しているような場合がございます。したがって、私どもの視点から申し上げますと、全体としてカバーできるような体制が海外にはある。要は、知財庁とお付き合いする中で、当然、特許、商標というのを扱っているけれども、先方はいろんなものを見ている場合があるので、そういったところでいろいろ考えていける部分があるのではないかと考えております。ありがとうございます。

○渡部座長 あとは、ユーザーとの接点をどういうふうにするかということですかね。

○五十棲委員 ありがとうございます。

ユーザーのところはなかなか難しいものがございますが、中小企業様とかは海外に実際に出ておられるんですけども、農業者あるいは農林水産・食品関係の皆様は、必ずしも現地にはいらっしゃらない場合がございますので、どちらかということと日本国内で……

○渡部座長 国内との関係でということですよ。

○五十棲委員 はい。国内でご意見を伺う、ということは必要ではないかというふうに考えております。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

杉中さんですね。

○杉中審議官 議論を進めるために、私も知財にも、今のポストに就く前の場面は知財課長をやっていたので、その観点から発言をさせていただきますと、もともと日本の農業って長く究極のオープン政策で、篤農家を中心に、なんでも広く共有するという考え方がありました。5年ぐらい前からそれが変わってきて、先ほど言った畜産遺伝資源や種苗法の改正につながってきたのですが、この改正の一步は、海外に流出をしたショックで作ったという、どちらかということ非常にディフェンシブな、守るというところに重点を置いた改正という形で、非常に重要な一步ではあるが、知財戦略の健全な姿であるオープンとクローズをうまく組み合わせるという観点では、知財の組合せをよく考えて、うまく使っていくという視点が今後必要だというふうに思っています。

そういった視点から、既に先ほど事務局の方からも書いてありますが、既存の知財政策・制度を十分使えてはいないので、一つは、不正競争防止法を、経産省所管ということで、農業分野への適用はこれまで考えてこなかった。農業分野の不正競争行為とは何かという議論が全くなかった中で、今年の畜産遺伝資源は、適用の在り方を考えましたが、ほかにも一杯考えなければいけないものはあるだろうと思います。



さらに、グローバル展開を考えたときには、営業秘密を考えることが非常に重要だと思いますが、いわゆる営業秘密の秘密管理性の秘密管理規程は、必ずしも農業の現場で使える視点がない。極端な例では、種苗会社から来ているF1品種の親品種を本当の営業秘密と言えるかということ、かなり微妙だったりする。農業分野で、特に海外にある程度展開していて、先ほど中小企業の話も出ましたけれども、5兆円という世界になっていくと、工程の相当部分を海外に展開していくことが必要になってくるときに、隠さなければ駄目なところは、はっきりしていく視点が必要なのではないかということを考えます。

あとは、人材について、特に弁理士さんは、地域で専門家なので活用しないといけないと思うのですが、もともと工業所有権に限定したところから始まっているので、農業分野での活用が必ずしも考えられていなかった。この辺りは実は大分変わってきており、進展のあるところで、そういうところを考えます。

あと、大学の人材育成が、農学部は究極のオープン政策のままなのです。農学部で知財の講座を持っているのは、無理やり頼んで近畿大学にやってもらっているが、ほとんどないというのが実態かなと思います。そういったジェネラルに使える人材育成も考える必要があるのではないかと思います。そういう意味では、健全な知財政策に向けて力強い一歩を踏み出している状況です。まだまだやるべきことはあるという状況と分析しています。

○渡部座長 ありがとうございます。

今、杉中さんが触れた3点は、誰も発言なかったら、最後、私が言おうかなと思っていました。

確認ですが、不競法上の秘密管理性の解釈、農業現場における解釈は済んでいるという理解でよろしいのですか。

○杉中審議官 まだ済んでないです。

○渡部座長 これからですか。

○杉中審議官 もうちょっとやる必要があるのではないかと思います。

○渡部座長 それは課題ですよ。

それから、弁理士は、種苗法の標榜資格も入れる話をされているので、その議論でしっかりやらないといけないですよ。

○杉中審議官 そうですね。今、公言し得るかどうかということは、特許庁さんに聞いてみなければ分からないので、言わなかったんですけれども、随分、特許庁と農水省の風通しもよくなって、協働してやっていこうという方向でいろいろ作業をしているところです。

○渡部座長 あと、大学はおっしゃるとおりで、知財は、おそらく、農業教育に全然はまったことないですね。

○杉中審議官 ないですね。

○渡部座長 基本的に何か考えないといけないですね。

○杉中審議官 隠しては駄目だとか独り占めは駄目だというのは、昔はあったんですね。そういう意味では、本当に究極のオープン戦略をずっと取ってきた。

○渡部座長 農業大学へ行っていた同僚が、知財をやっている、ものすごい苦勞したと言っていました。

ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょう。

○西野委員 すみません、全中の西野と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私から3点、感想も含めて発言したいと思います。

一つには、前回の戦略を読ませていただいたんですけれども、総じて何をやるかというのは書いているんですけれども、誰がやるかというところがちょっと曖昧なんじゃないかなというふうに思いました。今回作る戦略では、ターゲットとか、あと利害関係者が誰であるのかを明確にした上で、理解を促進していくことが必要なのではないかなと思いました。やはり戦略は、シンプルさや分かりやすさが必要であろうと思います。オールジャパンで何を目指していくのかというのも、関係者が共有できるような立て付けにさせていただきたいと思います。

先ほどもありましたが、知財に関する啓発や、人材育成の関係でございます。立派な戦略を作っても、現場に浸透させられないと、意味が薄いものになってしまうのではないかと思います。資料にもございましたが、現場では難しそうな分野で、効果が可視化できないという理由で、関心が薄いケースも非常に多いのではないかと思います。JAグループでは毎月、全国の農家向けに分かりやすい知財の啓発資料を作成・配布しております。地道ではございますが、知財活用の効果が可視化できるようなモデル事例の作成も今、検討中でございます。実際に現場で知財を活用できる人、あるいはその活用の仕方をアドバイスできる人の育成が必要であろうと思います。これは大変重要でございますので、関係者が協力して進めるべきと思います。

最後、3点目は、海外の現地生産に係る知財の保護ということでございます。本日の論点整理にはございませんでしたが、輸出拡大実効戦略の中では、海外での現地生産も含め

て、海外展開を進めるための知財保護、あるいはノウハウ保護の契約の在り方を整理するという事になっています。輸出拡大、先ほどもありました2030年5兆円に向けて、海外で生産された農林水産物・食品が国内に逆輸入されるということになりますと、本末転倒でございますので、国内の生産振興、あるいは農業者の所得に悪影響がないような形で行う必要があるということでございます。

以上、感想と要望と、併せてお願いいたします。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

他は、いかがでしょう。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 キックマンの荒井でございます。

先ほど、質問のところで手を挙げそびれてしまったので、質問が一つと、私の感想を1点と、二つ申し上げます。

一つ目は、私自身がお伺いできたらと思ったのは、フォローアップ概要版を拝見していて、技術流出対策・ブランドマネジメント、一番上の項目で、海外での知財の保護に関する啓蒙を行って、実際に海外各国でも研究開発や育種の成果は権利を取るべきであると啓蒙を精力的にされていらしたと思います。今後も引き続き啓蒙していかれるプランになっているかと思います。

ここまでの数年間の取組において、啓蒙セミナーやコンソーシアムの啓発が契機となって、ユーザーが実際に海外で権利を取ってみよう、実際やってみようとお願いをされて、権利化をされて、確かに手応えとして、権利行使ができた。ディフェンシブなものに最初はなろうかと思うのですが、差し止めることができた、それなりのお金も手間ももちろん掛かることで、今までやったことのない取組でもあったかと思うのですが、実際にやってみて、成功事例だと、手応えとして感じられる、また、そういう事例を共有していく繰り返りで、皆さん、うちもやってみようと思うと思うのです。

そのようなチャレンジされた方たちも着々増え、成功事例も増えていると推察するのですが、実際、過去にそういうチャレンジをされたユーザーの内訳としては、今のところはどうのような方々が層として多いのか。例えば中小企業なのか、あるいは地域で育種に取り組まれている地方自治体なのか、あるいはもっと小規模な精力的に育種をやっている個人に近い生産者なのか、その点が私としては関心があります。また、どのような価格帯、どのような付加価値度のものを守るために実際投資をされているか、権利化の費用や、慣れ

ない勉強もされて、専門の方をお願いして、一生懸命取り組まれる対象として、どのような付加価値のものが多かったのか。もし可能であれば、実際に対策された国の傾向が、ここ数年の蓄積でデータ化されているのか、そういったもので自ずと当面の重点国、リスクの高い国が見えてくるのかなと思ひまして、今のところどのように見えてきているのかというところは関心がございます。

二つ目は、論点ペーパーで、ライセンス戦略、ロイヤリティ収入の在り方についても検討を行うところが、個人的に関心ございました。先ほどお伺いしたコメントの中にも、最初はディフェンスから入ったけれども、やがては攻めの方に、これで収入を得て、また新しい育種とか商品開発につなげていくモチベーションが上がるという中に、ロイヤリティ収入という、ライセンス戦略も入ってくると思っております。これについて、今回どのような形で盛り込まれるのかに非常に関心があります。また、このようなものを盛り込むとなると、ユーザーにとっては、今まで考えたことのない視点、かなり新しい話になるかと思ひますので、しっかり啓蒙していただいたり、提案をしていただけると有り難いのではないかと思ひます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

前半は御質問と思ひますので、事務局から何かコメントございますか。

尾崎課長、お願いします。

○尾崎知的財産課長 私ども、いろいろな場面を通じて、海外でもしっかり知的財産権を使っていかないと、守るべきものが守れないということで、植物の新品種に関しては、育成をしている人たち、それから、事業を展開されている方には啓蒙をしてきております。

例えば、商標を海外で取って守るといふもの、例えば県として産地を作って、商標でブランド化して展開しようというときに、商標を海外で登録するということもございます。また、我々の方で支援もしている、植物の新品種を海外で品種登録をしていくことも行われております。最近では、ベトナムに鹿児島黒牛のG I登録がされたことが新聞にも出ております。このような形で、我々は啓蒙と、農水省の枠組みで支援できるものについては、支援もしながらやってきております。

ディフェンシブな登録をするという観点からは、主体は、例えば農研機構や都道府県のような公共機関が、自分の品種を使っている生産者の利益を守るために、海外登録を考へるといふことが多いのかなと思っております。

それ以外では、例えば種苗会社は、F1の種を海外展開する場合がありますので、必要に応じて当然、海外での品種登録はされておられると思いますが、我々の啓蒙という以前に、自らされておられるという部分も相当あるかと思えます。この啓蒙の下でディフェンシブな出願されるのは、公共機関が今のところ多いかなと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、杉中さん。

○杉中審議官 荒井さんからの2点目について若干コメントをさせていただきます。

先ほど、西野さんからもあったのですが、輸出拡大実行戦略を昨年11月に出したんですが、その中の一つの検討事項として、海外展開に当たってノウハウの流出につながらないための支援の在り方を検討しようとなっております。今、そこでは海外展開の分類化をして、一次生産の人が出ていく、加工業の人が出ていくなど、いろんな場面があるので、その中のリスクを整理して、それを防ぐためにどうしたらいいのか、そういったものを進めるための支援として何ができるのか、検討しています。

支援の中で、恐らく核となるのは法律的な支援で、海外展開の場合は、パートナーとするライセンス契約や、雇用するときの従業員の管理契約が重要だと思います。そういうことをした上であれば、支援をするための海外展開も、例えば投資を進めていくということを経営的に考えることが、正に輸出の拡大にもつながるのではないかという観点でやっております。今年の夏を目途に方向性を出そうということで、今、作業をしているところです。

○荒井委員 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

上智大の新井委員、お願いします。

○新井委員 上智大学の新井でございます。

今日はとても勉強させていただいて、私は、マーケティングやブランディング、ビッグデータを活用してマーケティングをする研究等をしているのですが、今日は話を伺っていて、ざっくりとした感想で恐縮なのですが、2030年までの5兆円というのが素晴らしいなと思って聞いていました。このドライブ、計算はどうやって出したのかを知りたいと思いました。ざっくりとした感想になりますが、人材育成、ICT活用、また、登録をして守っていくという色々な仕組みができていて、素晴らしいが、それをどうやっていくの

でしょうか。

私の専門分野から穿った見方をしてしまいますが、例えばブランドをたくさん作っていき、守るものを一杯持ったら、その中で陳腐化が起こってしまう。どうやって一つ一つのブランド、ストーリーラインを作っていくのかという、極めてソフトな部分の戦略を組み立てていくところをどうやっていくと考えているのか。また、そういった人材をどうやって活かしていくのか、作り上げていくのか。

経営学の分野で長年教えているのですが、教えている中で、農産物に関して授業で全然教えてない。多分、多くの大学も経営学の分野で農業を取り上げるということをほぼやってない。そうした取組からきちんとやっていかなければいけないということを、今日は改めて認識した次第です。

ざっくりとした感想になってしまいましたが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

前半の5兆円は一体どう策定されたのかというのは、皆さん御関心はあるかと思うんですが、杉中審議官ですか。

○杉中審議官 輸出戦略を担当しているので。

5兆円の目標は非難をされることも多いのですが、農林水産業や食品産業の長期展望から、これぐらいしなければいけないという観点から作り出したということで、具体的に言いますと、今、日本の農林水産物の一次産品と加工した、いわゆる食品の生産額を積み上げると、大体60兆位です。その中で、今、日本が海外市場にどれだけ展開しているかというと、大体1兆なので、要は2%位しか今、海外でもうけるということをしていない。

海外、オランダは95%、海外でもうけているということです。先進国の中で最も国内向けだと言われているアメリカでも12~13%は海外でもうけている。当然、日本の人口は減っていきますので、大体、粗生産額ベースでは、10年間で今が100だとすると98になると言われているのですが、実際には98になるというのは、みんな老人の人が農産物を食べなくなって、いわゆる惣菜などの加工品を買うことになり、単価は上がることになっているので、恐らくでは、10年後には、カロリーベースだと大体66%まで落ちるだろうと言われているのですが、生産額ベースでは9割ぐらいに下がっていくだろうと考えているのです。

そういった隙間を埋めるためには、やっぱり1割ぐらいは海外で儲けるような構造に、日本の農業、農林水産業、食品産業を変えていかないと、人口とともに規模がどんどん縮小していくのみだろうということで、大体1割をめどに海外展開していくという、これは

プロダクトアウト的な発想だと非難されているのですが、そういう観点から5兆円目標ということにしているということでございます。

○新井委員 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

内訳でもシミュレーションされていたので、多分そこには数値はあるわけですね。

一巡しましたけれども、また何か残っている御意見あれば、いただきたいと思います。

林先生。

○林委員 時間があるということで、質問なんですけれども、和牛にしても種苗にしても、作られた法律を回していくためには、インフラとなるデータベースを農水省で管理していくことを、今、御検討中と側聞しております。そういうものがもしできるのであれば、必要だと私は思いますので、この計画の中にも盛り込んでいただけないかと希望いたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

○奥地畜産振興課長補佐 すみません。農水省の畜産部の家畜遺伝資源室で、本来は室長の相田が出席すべきだったのですが、代理で出席している奥地です。

和牛について、知財管理ということで、遺伝資源の保護を回すために、データベースが必要ではないかという御質問については、今、予算措置で、畜産に関するICT事業の中で、和牛の遺伝資源となると、具体的には精液や受精卵がどこで生産されて、どういう… ((音声切断) ふうに通流、利用されるか全国的なデータベースを造る取組をしています)。

○渡部座長 音声は切れちゃったかな。もう時間がないので後で御発言の内容を事務局から伝えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○尾崎知的財産課長 はい、かしこまりました。私どもの方で後で確認をいたしまして、補充させていただきます。

○渡部座長 よろしくお願ひします。

○渡部座長 今日、省庁の役所の方からのコメントございました不競法関連で、多分、知財室が入っていらっしゃると思うのですが、何かコメントございますか。

○矢作 (渡邊経済産業省経済産業政策局知的財産政策室長代理) 知的財産政策室の矢作

と申します。

すみません。当室の渡邊なんですけれども、別件がありまして、既にちょっと退席をさせていただいております。何か御質問等があれば。

○渡部座長 不競法のところで、農業分野で秘密管理性等の解釈をまだ十分できていない。そういう解釈した上で、立法事実が足りないところがあれば、そこを措置するかどうかということだと思しますので、そこを伝えていただければと思います。

他はございますか。特許庁など、何か今日の議論の中でコメント等あれば。

尾崎課長、お願いします。

○尾崎知的財産課長 営業秘密の関係について、農林水産業には特徴的な状況があると認識していきまして、農林水産分野でどういう形であれば使いやすいものになっていくのか、私どもの方でもしっかり検討していかなければいけないと思っております。今、正に国会で予算審議されていますけれども、来年度予算の中に、不競法の下で農林水産業、どのような形で営業秘密の枠組みを活用することができるかということについて、経産省にも御協力を是非いただきながら議論していきたいということで、予算も少しいただいておりますので、そういった枠組みも活用しながら、何か指針になるものを打ち出していけたらと考えているところでございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。大体、時間にはなってきました。

もしよろしければ、今日の議論はこのぐらいにして、今後の予定等を事務局から御説明いただければと思います。

○本村総括 次回の日程でございますが、3月15日、月曜日の13時から15時の間を予定しております。本日いただいた御意見等を踏まえまして、新たな戦略の案をお示しし、議論いただきたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

標準戦略の話は、主体として農研機構を考えていらっしゃるという理解でしたか。産業とは違うから、標準活動の主体をどこがやると考えていますか。

○尾崎知的財産課長 標準であれば、我が国の標準ということですので、JASがメインになります。これは政府の方で作っておりますので、食料産業局の食品製造課の方でJA



S関係の事務をやっています。そういったところが主体になっていくと考えてございます。

○渡部座長 国際標準も同じでよろしいですか。

○尾崎知的財産課長 国際標準もそこを中心にして、いろいろな企業を巻き込んで取組んでいるという形になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、よろしいですかね。全体に何か残っていることがございましたら。もしないようでしたら、事務局の方で引き取っていただければと思います。

○尾崎知的財産課長 座長、ありがとうございました。

本日は、皆様、熱心な御討議をいただきまして、ありがとうございました。いただいた御意見等を踏まえまして、次回の検討会に備えてまいりたいと考えております。引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、冒頭にも御説明したとおりでございますけれども、この検討会の開催要領第4の2に基づきまして、本日の配布資料につきましては、農水省のウェブサイトに掲載をさせていただきます。また、第4の3に従い、速やかに議事概要を作成いたしまして、委員の皆様への御確認、御了承をいただき、整い次第、これにつきましても農水省のウェブサイトにて公表させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

本日は、技術的にいろいろちょっと問題なところもありましたけれども、全体としては円滑な会議進行に御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。感謝いたします。ありがとうございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

○尾崎知的財産課長 どうもありがとうございました。

○渡部座長 これで散会いたします。

午後3時54分閉会